

〔宋史四百九十一〕日本國

外國

略

中

日本國者、本倭奴國也。○中 雍熙元年、日本國僧齋然與其徒五六人、浮海而至。○中 二年、隨台州寧

海縣商人鄭仁德船歸其國、後數年仁德還、齋然遣其弟子喜因奉表。○中 稱其本國永延二年歲次

戊子二月八日寶端拱元年也、又別啓貢佛經、納青木函。○中 鹿皮籠一、納。○中 倭畫屏風一雙、

○按ズルニ、信物ニ屏風ヲ用キシコト、外交文書中多ク見ル所ナリ、今悉ク之ヲ載セズ、

〔源氏物語五十〕東屋こなたは離れたる方に亥なして、高き棚厨子一よろひばかりたて、屏風の袋に入れこめたる所々によせかけ、何かのあら、かなるさまに亥放ちたり、

〔河海抄十九〕東屋屏風納袋事、今世いたくなきことにや、上古のこと歟、又ゐ中びたる體歟、

〔類聚雜要抄二〕度一被加以前御調度外御物事。○中 又屏風具袋、疊納之時用其袋云々、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、早旦著行事所、大嘗會威儀御物并判御調度。○中

大嘗會悠紀所 注進御物目錄事。○中

御屏風十帖 在青色薄物袋。

臺二脚○下略

屏風商

〔雍州府志七〕土產屏風、所々製造之、特四條通沼津某家、兩曲、六曲、大小屏風、撒金、墨畫、隨所好而有之、

〔胸算用五〕才覺のぢくすだれ

手廻しの賢き小供あり、我當番の日はいふに及ばず、人の番の日も、筭取々座敷掃きて、數多の小供が毎日使ひ捨てたる、反古の圓ろめたるを、一枚々々皺伸ばして、日毎に屏風屋に賣りて歸るものあり、

〔類聚名物考調度四〕屏風牒

按に、八枚屏風、一枚屏風と云ふを、西土にて幾牒と云、又は幾疊とも、後世には何曲ともいへるこ

屏風雜載